

自然エネルギー木曾地域協議会（仮称）会則（案）

第1条（名称）

本会の名称を「自然エネルギー木曾地域協議会（仮称）」とする。

第2条（事務局）

本会の事務局を有限会社アース・テック（長野県木曾郡上松町）内に置く。

第3条（目的と活動内容）

本会は、全県の組織である自然エネルギー信州ネット（以下、信州ネットとする）と連携し、木曾地域内において、地域資源を活用した地域協働による自然エネルギーの普及及び自然エネルギーの活用や地球温暖化対策による持続可能な地域づくりに向けて、次の活動を進めるために、多様な主体の連携と対話を図りながら、あらゆる主体と交流・連携を図りながら、総合的な調整を行なうための組織である。

- (1) 木曾地域の自然エネルギーや地球温暖化対策に関連する団体・企業・個人および自治体相互の交流促進
- (2) 上記の協働による地域住民への普及啓発活動
- (3) 自然エネルギー普及に向けた政策手法の検討・提言
- (4) 自然エネルギー普及モデル構築のための調査・検討
- (5) 関係自治体と連携したパイロット事業の実施・支援
- (6) その他、上記の目的を達成するために必要な活動

第4条（地域連携・支援）

本会は、木曾地域の多様な主体の連携と対話を図りながら、地域の実践活動の情報交換、地域の自然エネルギー資源を生かした自然エネルギー普及モデル事業を検討し、事業を支援する。

第5条（専門部会及び分野間連携・支援）

本会に部会を置くことができる。分野及び分野を横断した専門的な知見の交流とともに、地域における実践活動を支援する。

第6条（会員）

本会の目的に賛同する個人・団体・企業を正会員とする。正会員は、会長に申し出ることで任意に入退会することができる。

2 本会の活動を支援する個人・団体・企業は賛助会員となることができる。賛助会員は、会長に申し出ることで任意に入退会することができる。

3 行政の立場から本会の活動を支援する団体を行政会員とする。

4 反社会的な活動を行う団体やこれに従事する者は、会員となることができない。

第7条（役員）

①【**会長**】全体の調整・統括役として、会長（1名）を運営会議の推薦により総会の議決を経て選任する。

②【**副会長**】会長は、副会長（若干名）を運営委員の中から選任することができる。副会長は、会長を補佐し、会長不在時に代行する。

③【**運営委員**】正会員の中から総会の議決を経て運営委員に選任する。運営委員は30名以内とし、運営会議において議決権を有する。

④【**監事**】監事（2名）は、当会の事業及び会計を監査する。また、監事は、運営会議の推薦により、総会の議決を経て選任する。会長は、監事が必要と判断した場合は運営会議を招集しなくてはならない。

⑤【顧問】会長は、本会の運営のため専門的な助言を得る必要がある場合は、顧問（若干名）を選任することができる。

⑥【任期】すべての役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、役員に欠員が生じた場合、会長が必要と認めた場合は、運営会議の承認を経て、補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条（組織運営）

①【総会】通常総会は、年1回、会長の招集により開催する。総会は、正会員（委任状出席を含む。）の過半数により成立する。総会では、年次計画と予算の決定、年次報告と決算の承認、会則の改廃、役員を選任などについて、出席正会員の過半数により議決する。賛助会員及び行政会員は総会に出席して発言できる。

②【運営会議】運営会議は、会長が招集し、運営委員の過半数により成立する。運営会議の議事は、会長が執り行う。運営会議では、年次計画の執行、部会の設置、予算執行、会長・監事の推薦等に係る協議を行う。賛助会員及び行政会員は、運営会議に出席して発言できる。運営会議における意思決定は出席運営委員の過半数により行うが、少数意見を最大限尊重し、会員の総意となるように努力しあう。

③【事務局】本会の日常的な業務は事務局が行う。会長は、事務局長を選任することができる。

④【オブザーバー】本会の会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができ、会議において意見を述べるることができる。会長は、オブザーバーを選任することができる。

⑤【公開原則】総会及び運営会議は原則公開で行う。また、本会の業務にかかる資料は、求めがあればいつでも開示することができるようにする。

第9条（会計）

本会の経費は、会費、寄付金、補助金、受託金、その他の収入（参加費等）により支弁し、監事の指導のもと適正な会計運営を進める。

2 会費は別に定める会費規定による。

第10条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度の終了後3ヶ月以内に、事業報告書と収支決算書について、監査を受けた後、総会の承認を得ることとする。

（解散）

第11条 総会の総意により本会を解散することができる。解散時に残預金がある場合は、解散時の総会によって処分を決定することとする。

（細則）

第12条 運営会議は、本規約のほかに必要な事項について定めることができる。

附 則

1 第10条の規定にかかわらず、設立時の事業年度は設立総会から平成25年3月31日までとする。

2 この会則は、設立総会の議決を経た直後から発効する。

3 会則の改廃は、当面の間第8条①の規定にかかわらず必要が生じた時に運営委員会において行うことができる。